

注 記 事 項

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成30年9月3日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A」（平成31年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して財務諸表等を作成しております。

1. 重要な会計方針

（1）運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

（2）減価償却の会計処理方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	3～57年
機械装置	4～12年
船舶	4～15年
車両運搬具	2～5年
工具器具備品	2～20年

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

また、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

工業所有権	2～10年
ソフトウェア	2～5年
施設利用権	11年

なお、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

（3）賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担

すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

(4) 退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、将来の退職給付の見込み額のうち、認識時点までに発生していると認められる額を割り引いた額を退職給付債務とする方法を用いた原則法を採用しており、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

(5) 特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第2項）の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(6) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金	個別法による低価法を採用しております。
貯蔵品	先入先出法による低価法を採用しております。

(7) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 会計方針の変更

(1) 特定の承継資産の会計処理方法

独立行政法人会計基準等の改訂及び国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令第9条の4の規定に基づき、個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産に係る費用相当額については、前事業年度まで費用として計上しておりましたが、当事業年度より、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除する会計処理方法へ変更いたしました。これに伴い、過年度に計上した費用に見合う額について、承継資産の特定に伴う利益として臨時利益に計上しております。

この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常損失に与える影響はありませんが、税引前当期純損失が458,640円減少しています。

(2) 引当金の会計処理方法

①賞与引当金

役員への賞与については、運営費交付金により財源措置されることから、前事業年度まで引当金を計上していませんでしたが、独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度より、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を賞与引当金として計上するとともに、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

これらが経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

②退職給付引当金

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されることから、前事業年度まで引当金を計上していませんでしたが、独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度より、当事業年度末における退職給付債務を退職給付引当金として計上するとともに、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

科学技術企業年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により科学技術企業年金基金への掛け金及び年金基金積立不足額に関して財源措置されることから、前事業年度まで引当金を計上していませんでしたが、独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度より、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金として計上するとともに、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

これらが経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

(1) 純資産の部の表示方法

損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額につ

いて、前事業年度まで資本剰余金の控除項目として表示しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、その他行政コスト累計額の減価償却相当累計額、減損損失相当累計額及び利息費用相当累計額として表示しております。

損益外除売却差額相当額について、前事業年度まで資本剰余金に含めて表示しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、資本剰余金（国庫納付差額）を除いて、その他行政コスト累計額の除売却差額相当累計額として表示しております。

損益額除売却差額相当額について表示方法を変更したことにより、資本剰余金の当期首残高が△10,725,847,925円減少し、除売却差額相当累計額の当期首残高が同額増加しております。

4. 貸借対照表関係

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額は57,613,073,675円であります。

5. 行政コスト計算書関係

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	54,992,087,432円
自己収入等	△4,520,687,010円
法人税等及び国庫納付額	△15,182,500円
<u>機会費用</u>	<u>126,471,148円</u>

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 50,582,689,070円

(2) 機会費用の計上方法

①国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

- ・地方公共団体より無償貸付を受けている公有財産等に対して、各地方公共団体における算定方式及びそれらに準じた算定方式により得た貸借価格を計上しております。計算式は次の通りであります。

固定資産評価額×借入面積×貸付料率＝貸借価格

- ・国より無償貸付を受けている研究用機器等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当該事業年度の減価償却費相当額を計上しております。

②政府出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用の計算利率については、令和2年3月末現在の10年国債（日本相互証券公表）の利回り0.005%を使用しております。

③国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人で

の勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

6. 重要な債務負担行為

重要な債務負担行為は、16,282,037,380円であります。

7. リース取引関係

(1) ファイナンス・リース取引

主なリース資産の内容は横浜研究所の地球シミュレータセンターにおけるスーパーコンピュータ（工具器具備品）であります。

(2) オペレーティング・リース関係

当該事業年度末における重要なオペレーティング・リース取引はありません。

8. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な定期預金に限定しております。未収債権等に係る信用リスクは、会計規程に基づく督促管理等によってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
①現金及び預金	8,171,737,816	8,171,737,816	—
②未収金	903,470,839	903,470,839	—
③未払金	(2,952,759,182)	(2,952,759,182)	—
④リース債務	(2,015,364,661)	(2,032,941,526)	(17,576,865)

(*) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収金、③未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用している。確定給付企業年金制度（積立型制度である。）では、給与額と加入期間に基づいた一時金又は年金を支給する。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給する。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	-
会計基準改訂に伴う増加額	11,448,041,666
勤務費用	445,017,727
利息費用	56,896,767
数理計算上の差異の当期発生額	△ 71,999,166
退職給付の支払額	△ 209,559,490
制度加入者からの拠出額	44,572,460
期末における退職給付債務	11,712,969,964

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	-
会計基準改訂に伴う増加額	4,897,532,510
期待運用収益	90,604,351
数理計算上の差異の当期発生額	△ 305,545,372
事業主からの拠出額	223,430,586
退職給付の支払額	△ 59,819,244
制度加入者からの拠出額	44,572,460
期末における年金資産	4,890,775,291

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	8,010,063,279
年金資産	△ 4,890,775,291
積立型制度の未積立退職給付債務	3,119,287,988
非積立型制度の未積立退職給付債務	3,702,906,685
小計	6,822,194,673
未認識数理計算上の差異	△ 1,395,208,615
未認識過去勤務費用	60,183,900
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,487,169,958
退職給付引当金	5,487,169,958
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,487,169,958

④退職給付に関連する損益

勤務費用	445,017,727
利息費用	56,896,767
期待運用収益	△ 90,604,351
数理計算上の差異の当期の費用処理額	456,180,683
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 21,885,055
会計基準改訂に伴う退職給付費用	5,014,735,019
合計	<u>5,860,340,790</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債券	64%
株式	22%
その他	14%
合計	<u>100%</u>

⑥長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率 0.609%

長期期待運用収益率 1.850%

10. 税効果会計関係

繰延税金資産の主な原因別内訳

(単位：円)

項目	令和2年3月31日現在
繰延税金資産	
税務上繰越欠損金	<u>3,272,314,957</u>
繰延税金資産	979,892,182
控除：評価性引当額	<u>979,892,182</u>
繰延税金資産 合計	<u>0</u>

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

1 2. 減損に関する事項

該当事項はありません。

1 3. 資産除去債務に関する事項

石綿障害予防規則に基づき、当該法令に定める範囲の撤去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

フロン回収破壊法に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

事務所の用に供している不動産の賃貸契約に伴う原状回復義務に基づき、賃貸不動産の原状回復に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は取得時からの耐用年数（4年から50年）によっており、割引率は0.0000%から1.5050%を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	<u>79,910,913円</u>
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,756,050円
時の経過による調整額	534,929円
資産除去債務の履行による減少額	<u>1,011,673円</u>
期末残高	<u>82,190,219円</u>

当機構は、事業用地等の賃貸借契約に基づき、事業終了時又は退去時における原状回復に係る義務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定がないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

14. 不要財産に係る国庫納付

不要財産に係る国庫納付等については以下のとおりです。

①	資産名称	敷金返戻金
②	資産種類	現金
③	(1) 取得価額	3,887,600円
	(2) 減価償却累計額	－円
	(3) 帳簿価額	3,887,600円
④	不要財産となった理由	今後、業務を確実に実施する上で必要がないため
⑤	国庫納付等の方法	現金の国庫納付
⑥	譲渡収入の額	－円
⑦	控除費用	－円
⑧	国庫納付額	3,887,600円
⑨	納付年月日	令和元年12月10日
⑩	減資額	3,887,600円
⑪	備考	

15. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。